

名古屋葵大学における障害学生支援に関するガイドライン

平成 30 年 4 月 1 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

1 目的

このガイドラインは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の趣旨に即して、名古屋葵大学における障害のある学生に対する差別的取扱いの解消を推進し、学生生活を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

名古屋葵大学は「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にのっとり、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障害のある学生が障害のない学生と平等に教育・研究に参加できるよう機会の確保に努めることとする。

3 定義

ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 障害のある学生

障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、その趣旨を鑑み、名古屋葵大学におけるすべての教育、研究及びその他の関連する活動に参加する本学学生をいう。

(2) 社会的障壁

障害者基本法第 2 条第 2 号に規定する社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」であり、その趣旨を鑑み、名古屋葵大学における教育、研究及びその他の関連する活動全般を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 合理的配慮の提供

- (1) 名古屋葵大学は、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を提供することとする。
- (2) 名古屋葵大学は、個々の場面において、個々の障害のある学生に対する合理的配慮を的確に行うため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上にむけた環境整備等）に努めることとする。
- (3) 個人情報保護を徹底する。
- (4) 名古屋葵大学は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することにあわせて、適宜、見直しを行うことに努めることとする。

5 相談体制の整備

名古屋葵大学は、障害のある学生及びその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、下記のとおり指定する。

- ・衛生管理室
- ・学生支援センター
- ・各学科支援担当教員
- ・入試広報センター

合理的配慮の提供は、障害者が所属する学部・研究科、授業等の担当教員、その他の関係部署等、全学の教職員が連携し、協力体制のもとで行う。

障害のある学生本人が、正当な理由のない不当な差別的取扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口を、下記のとおり指定し不服申立窓口とする。

- ・ハラスメント相談窓口

6 情報公開

名古屋葵大学は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページ等を通じて公開することとする。

7 研修・啓発

- (1) 名古屋葵大学は、教職員に対し、障害のある学生へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備する。
- (2) 名古屋葵大学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。
- (3) 教職員が障害のある学生に対し、正当な理由なく不当な差別的取扱いを行った場合、もしくは過度な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供を怠った場合、名古屋葵大学は当該教職員に対し、必要な研修の受講等を含む適切な対応をとるものとする。

8 ガイドラインの見直し

名古屋葵大学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じてガイドラインを見直し、充実を図るものとする。

9 学長の責務

- (1) 学長は、障害のある学生への差別の解消を推進するため、障害のある学生に対し合理的配慮の提供がなされるよう努める。
- (2) 学長は、障害のある学生への差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するように努める。

附 則

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。